

法務省民商第953号

平成16年3月31日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成16年法律第22号）の施行に伴い、昭和39年3月11日付け民事甲第472号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、平成16年6月21日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙

第五十九条第一項中「書面」の下に「（法第百十三条の七第一項の規定による登記の申請にあつては、登記手数料額の表示を含む。）」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第百十二条第一項中「様式」の下に「又はこれに準ずる様式」を加える。

商業登記等事務取扱手続準則の一部を改正する通達新旧対照条文(案)

(傍線部分は改正部分)

商業登記等事務取扱手続準則(昭和三十九年民事第四百七十二号民事局長通達)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(申請書及び添付書類の受領証)</p> <p>第五十九条 登記の申請書及びその添付書類の受領証の交付の請求の場合には、これらの書類及び登録免許税額を表示した書面(法 <u>第一百十三条の七第一項の規定による登記の申請にあつては、登記手数料額の表示を含む。</u>)を提出させ、登記官が受付の年月日及び受付番号を記載して押印し、これを交付するものとする。</p> <p>2 前項の受領証を交付した場合には、登記官は、受付帳に「受領証交付済」と記録するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(還付通知)</p> <p>第一百十二条 登録免許税法第三十一条第一項の通知は、附録第四十九号様式又はこれに準ずる様式により還付通知書及びその写しを作成し、その通知書を受付た者の所轄税務署長に送付してするものとする。ただし、登録免許税法第三十一条第三項の規定による再使用することができる証明をしたときは、この限りでない。</p> | <p>(申請書及び添付書類の受領証)</p> <p>第五十九条 登記の申請書及びその添付書類の受領証の交付の請求の場合には、これらの書類及び登録免許税額を表示した書面を提出させ、登記官が受附の年月日及び受附番号を記載して押印し、これを交付するものとする。</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 申請を取り下げた場合には、第一項の受領証を返還させるものとする。</p> <p>4 前項の規定により返還を受けた受領証は、申請書類綴込帳の適宜の個所に編綴するものとする。</p> <p>(還付通知)</p> <p>第一百十二条 登録免許税法第三十一条第一項の通知は、附録第四十九号様式により還付通知書及びその写しを作成し、その通知書を受付た者の所轄税務署長に送付してするものとする。ただし、登録免許税法第三十一条第三項の規定による再使用することができる証明をしたときは、この限りでない。</p> |

2、
3
(略)

2、
3
(略)